

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月21日（平成30年（行個）諮問第22号）

答申日：平成30年9月18日（平成30年度（行個）答申第99号）

事件名：本人の業務災害に係る障害認定調査復命書等の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年特定月日に発生した業務災害に関して、平成29年特定月日に特定労働基準監督署が後遺障害等級特定級特定号と認定した障害認定調査復命書とその添付資料。ただし特定病院の外来診療録及び外来フォルダー一式を除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年9月7日付け京労発基0907第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

別紙③-1から別紙③-8（計14枚）上、黒塗りとされた部分を一部不開示とした決定の取消を求める。ただし、医師、会社、担当者等の押印部分は除く。

###### イ 審査請求の理由

（ア）本件の保有個人情報開示請求は労災被害者が自己の診療情報等の開示を求めたものである。被害者が正当な補償賠償を受けるために必要な情報の開示請求であり、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報である。

(イ) 本件決定における一部開示決定において、不開示とされた部分は、担当者の押印部分を除き、慣行として、通常、開示されている部分である。実際、他の部分では医師名等が開示され、診療情報等が開示されている。押印部分以外の不開示部分を労災被害者に開示することは、審査請求人以外の第三者の正当な権利利益を害するものと言えず、労働行政事務の性質上、一般に、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報とも言えない。

(ウ) 不開示部分の大半は、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付の厚生労働省医政局長通知）に基づき、審査請求人が開示を受けられる情報、又はこれと同種類の情報が記載されているに過ぎず、医療機関が行う診療情報の開示によって労働行政事務に何らかの支障が生じているわけではなく、労働行政事務の性質上、一般に、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報でもない。審査請求人以外の個人の氏名は慣行として公にされている情報であるから、法14条2号に該当しないし、審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等に係る記述等が開示されたとしても、労働行政事務の性質上、一般に、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないから、法14条7号柱書きにも該当しない。

## (2) 意見書

### ア 不開示を維持する部分文書番号1②について

調査官からの聴取内容に対する医師の回答内容は、診断書の記載内容を補完するものである。

医師としての所見が記載されている以上、その内容が審査請求人以外の個人に関する情報とされる余地はないから法14条2号に該当しない。

また、あくまで医師の患者所見に関する情報の記載であること、審査請求人が弁護士を代理人として損害賠償請求手続をとろうとしていること及びすでに過去に行われた聴取であり、その内容について将来改ざん等を求められる恐れはないこと等に照らせば、法14条7号柱書きに該当することもない。

### イ 不開示を維持する部分文書番号2及び3について

「損害賠償につき回答」と題する書面は、保険会社等による賠償手続の経過等について労働基準監督署に報告をするものである。

責任者等の情報は、「損害賠償につき回答」の記載内容が審査請求人本人の権利行使にとって不利益な内容を含むもので有る場合、事実関係等の補充調査をする上で必須の情報である。また、保険会社等の担当者名等は、賠償手続をする上では慣行として被害者側に通

常，開示されている情報である。

したがって，これらの情報は法14条2号に該当するとしても，同号イまたは同号ロに該当するので開示するのが相当である。

また同文書の「3. 共通事項」「4. 示談」欄不開示部分，2頁不開示部分は審査請求人の賠償に関わる外形的な事実であって，この部分を開示することによって保険会社等の正当な利益を害することではなく，また，労働基準監督署の適正な事務遂行に支障を及ぼすおそれもない。

したがって，これらの情報は法14条3号イ，7号柱書きに該当しない。

#### ウ 不開示を維持する部分文書番号4について

不開示とされている部分は，いずれも医師意見書等によって認められた審査請求人の障害の状態にかかる記載事項である。

そもそも，これらの情報は審査請求人の障害内容に関する事実であるから，法14条2号に該当しない。

あくまで医師の患者所見に関する情報の記載であること，審査請求人が弁護士を代理人として損害賠償請求手続をとろうとしていること及びすでに過去に行われた聴取であり，その内容について将来改ざん等を求められる恐れはないこと等に照らせば，法14条7号柱書きに該当することもない。

#### エ 不開示を維持する部分文書番号5について

日常生活状況報告書は，そもそも審査請求人の介護者等によって作成されたものであり，その作成者は審査請求人にとって明らかな事実である。

およそ法14条2号によって保護の対象となる個人情報には該当しない。

その他の不開示部分は，客観的に審査請求人の状況を記載されたものである。

審査請求人が弁護士を代理人として損害賠償請求手続をとろうとしていること及びすでに過去に行われた聴取であり，その内容について将来改ざん等を求められる恐れはないこと等に照らせば，法14条7号柱書きに該当することもない。

#### オ 不開示を維持する部分文書番号6，8について

当該意見書は，主治医によって作成されたものであると考えられるが，作成者名義が不開示では，そのことを確認することはできない。しかし，この点は，意見書の信用性に関わる事実であるから，審査請求人が損害賠償請求手続をとる上では必須の情報である。

したがって，これらの情報は法14条2号に該当するとしても，同

号口に該当するので開示するのが相当である。

その他の不開示部分は、審査請求人の障害状況を医師の観点から記載されたものである。

審査請求人が弁護士を代理人として損害賠償請求手続をとろうとしていること及びすでに過去に行われた聴取であり、その内容について将来改ざん等を求められる恐れはないこと等に照らせば、法14条7号柱書きに該当することもない。

カ 不開示を維持する部分文書番号7について

当該意見書は、京都労働局地方労災委員（原文ママ、以下同じ。）によって作成されたものであると考えられるが、作成者名義が不明では、将来、その信用性が争点になった場合に審査請求人の権利行使にとって不都合が生じる。

したがって、これらの情報は法14条2号に該当するとしても、同号口に該当するので開示するのが相当である。

キ 不開示を維持する部分文書番号7について（原文ママ）

当該意見書は、京都労働局地方労災委員によって作成されたものであると考えられる

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月23日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成28年特定月日に発生した業務災害に関して、平成29年特定月日に特定労働基準監督署が後遺障害等級特定級特定号と認定した障害認定調査復命書とその添付資料。ただし特定病院の外来診療録及び外来フォルダー式を除く。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの一部取消しを求めて、平成29年11月24日付け（同月28日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成28年特定月日に発生した業務災害に関して、平成29年特定月日に特定労働基準監督署が後遺障害等級特定級特定号と認定した障害認定調査復命書とその添付資料。ただし特定

病院の外来診療録及び外来フォルダ一式を除く。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、3の①、5の①、6の①及び7の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4、5の②、6の②及び8の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の②及び3の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4、5の②、6の②及び8の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側い

ずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②及び3の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分において審査請求人が開示を求める部分については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年2月21日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年3月8日     | 審議                |
| ④ | 同月27日      | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 同年8月2日     | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月13日    | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成28年特定月日に発生した業務災害に関して、平成29年特定月日に特定労働基準監督署が後遺障害等級特定級特定号と認定した障害認定調査復命書とその添付資料。ただし特定病院の外来診療録及び外来フォルダー式を除く。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別表の2欄に掲げる文書の不開示部分の一部の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

##### ア 通番3及び通番5について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定保険会社から提出された回答内容であるが、審査請求人に対する保険金等の支払に係る情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、保険会社及び特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由から、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

##### イ 通番9について

当該部分は、医師の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められるため、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

##### ウ 通番10及び通番12について

当該部分は、医師の意見を記載する欄であるが、原処分で開示された部分の記載から、本件においては、記載不要の欄であることが明らかであり、実際に医師の意見は何ら記載されていないことから、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、同様の理由から、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2, 通番4及び通番7について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が求めた提出資料に記載された審査請求人以外の個人の氏名、電話番号、住所、担当店名、照会番号及び審査請求人との間柄であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、氏名、電話番号、住所、担当店名及び審査請求人との間柄は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である照会番号は、当該部分を開示すると、当該担当者を推認し得る可能性があることから、当該担当者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、特定個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番1は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場



から提出された資料であり、通番 6 及び通番 8 は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて家族又は介護者から提出された報告内容であり、通番 10 及び通番 12 は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、これらを開示すると、報告者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、報告者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において、文書番号 7 の不開示部分は、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、法 14 条 2 号ただし書口に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 6 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の 6 欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」として いる部分	5 不開示情 報 法 1 4 条該 当号			6 開示すべき 部分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	診断書等		① 1 頁印影	○			
		1	② 2 頁不開示部分	○		○	
2	損害賠償等につ き回答①	2	① 1 頁責任者氏名，担 当者氏名，電話番号， 3 頁住所，担当店名， 担当者名，電話番号及 び照会番号	○			
		3	② 1 頁「3. 共通事 項」「4. 示談」欄不 開示部分，2 頁不開示 部分		○	○	全て
			③ 1 頁印影	○			
3	損害賠償等につ き回答②	4	① 1 頁住所，担当店 名，担当者名，電話番 号	○			
		5	② 1 頁「3. 共通事 項」「4. 示談」欄不 開示部分，2 頁不開示 部分		○	○	全て
			③ 1 頁印影	○			
4	調査記録・調 査内容	6	1 頁「麻痺の程度」欄 「介護等の要否」欄不 開示部分，2 頁「3. 単一障害の評価」欄 8 行目 2 4 文字目ないし 2 5 文字目，3 1 文字 目ないし 3 3 文字目	○		○	

5	日常生活状況 報告表	7	① 1 頁記入者名，患者 との間柄	○			
		8	② 1 頁不開示部分（た だし①を除く。）	○		○	
6	脳損傷又はせ き髄損傷によ る障害の状態 に関する意見 書①	9	① 1 頁医師氏名	○			全て
		1 0	② 1 頁不開示部分（た だし ① 及び ③ を 除 く。）	○		○	高次脳機能障 害欄不開示部 分
			③ 1 頁医師印影	○			
7	意見書	1 1	① 1 頁医師氏名	○			
			② 1 頁医師印影	○			
8	脳損傷又はせ き髄損傷によ る障害の状態 に関する意見 書②	1 2	1 頁不開示部分	○		○	高次脳機能障 害欄不開示部 分

注) 理由説明書・別表の文書番号 1 及び文書番号 6 の下線部に誤植があり，当  
審査会事務局で訂正した。